



鳥取県公報

平成 30 年 3 月 27 日 (火)
号外第 29 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部を改正する条例	
(20) (障がい福祉課)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
鳥取県介護保険施設に関する条例等の一部を改正する条例	(21) (長寿社会課)	11
鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	(22) (青少年・家庭課)	26
鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部を改正する条例	(23) (子ども発達支援課)	28
鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例		
(24) (〃)	・・・・・・・・・・・・	30

====公布された条例のあらまし=====

◇鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正され、新たな障害福祉サービス事業として就労定着支援及び自立生活援助が創設されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 事業所ごとに管理者、就労定着支援員及びサービス管理責任者を置くこと、正当な理由がなくサービスの提供を拒まないこと等の就労定着支援の人員、設備、運営等の基準を定める。
- (2) 事業所ごとに管理者、地域生活支援員及びサービス管理責任者を置くこと、正当な理由がなくサービスの提供を拒まないこと等の自立生活援助の人員、設備、運営等の基準を定める。
- (3) 共同生活援助のうち日中サービス支援型事業所について、世話人、生活支援員又はサービス管理責任者のうちいずれか1人以上は、常勤の者であることその他の人員及び設備に関する基準を定める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇鳥取県介護保険施設に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

介護保険法の一部が改正され、新たな介護保険施設として介護医療院が創設されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県介護保険施設に関する条例の一部改正
 - ア 療養室の定員は4人以下とし、入所者1人当たりの床面積は8平方メートル以上とすること、身体的拘束等を行わないこと等の介護医療院の従業者、設備及び運営等の基準を定める。
 - イ 療養病床等の介護老人保健施設への転換に関する経過措置を平成36年3月31日（現行 平成30年3月31日）まで延長する。
 - ウ その他所要の規定の整備を行う。
- (2) 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正
 - ア 訪問リハビリテーション等を行うことができる施設に、介護医療院を加える。
 - イ その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例の一部改正
 - 条例の失効期日は、平成36年3月31日（現行 平成30年3月31日）とする。
- (4) 鳥取県医療法施行条例の一部改正
 - ア 病院の開設の許可等に係る地域の既存の病床数の算定に当たっては、平成36年3月31日までの間、介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数を既存の療養病床の病床数とみなすこととする。
 - イ 特定介護療養型医療施設及び特定病院の看護師等の員数の特例の適用期間を平成36年3月31日（現行 平成30年3月31日）まで延長する。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする(1)イ、(3)及び(4)イに関する事項を除き、平成30年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

条 例

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県条例第20号

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章～第9章 略	第1章～第9章 略
<u>第10章 就労定着支援（第21条・第22条）</u>	
<u>第11章 自立生活援助（第23条・第24条）</u>	
<u>第12章 共同生活援助（第25条・第26条）</u>	<u>第10章 共同生活援助（第21条・第22条）</u>
<u>第13章 多機能型の特例（第27条）</u>	<u>第11章 多機能型の特例（第23条）</u>
附則	附則
(基準)	(基準)
第20条 略	第20条 略
<u>第10章 就労定着支援</u>	
<u>(基本方針)</u>	
<u>第21条 就労定着支援は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービスを行う者、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</u>	
<u>(基準)</u>	
<u>第22条 就労定着支援に係る指定基準は、別表第9のとおりとする。</u>	
<u>2 前項に定めるもののほか、就労定着支援に係る指定基準は、就労定着支援の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</u>	
<u>第11章 自立生活援助</u>	
<u>(基本方針)</u>	
<u>第23条 自立生活援助は、利用者が地域において自立</u>	

した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障がいの特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な情報の提供及び助言その他の必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基準)

第24条 自立生活援助に係る指定基準は、別表第10のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、自立生活援助に係る指定基準は、自立生活援助の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

第12章 略

(基本方針)

第25条 略

(基準)

第26条 共同生活援助に係る指定基準は、別表第11のとおりとする。

2 略

第13章 略

第27条 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援及び同条第6項に規定する保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る最低基準及び指定基準は、第5条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定に準じて規則で定める。

別表第5（第14条関係）

区分	指定基準
従業	1・2 略

第10章 略

(基本方針)

第21条 略

(基準)

第22条 共同生活援助に係る指定基準は、別表第9のとおりとする。

2 略

第11章 略

第23条 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス及び同条第5項に規定する保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る最低基準及び指定基準は、第5条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定に準じて規則で定める。

別表第5（第14条関係）

区分	指定基準
従業	1・2 略

者の配置	3 サービス提供責任者のうち、1人以上は、常勤とすること。
略	

者の配置	3 サービス提供責任者のうち、1人以上は、 <u>専任かつ常勤</u> とすること。
略	

別表第8（第20条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
サービスの開始	略	<p>1 略</p> <p>2 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) サービスの内容（就労継続支援A型にあっては、生産活動に係るものと除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(6) 就労継続支援A型にあっては、サービスの内容（生産活動に係るものに限る。）並びに利用者の労働時間、賃金及び工賃</p> <p>(7)～(14) 略</p>
略		

別表第8（第20条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
サービスの開始	略	<p>1 略</p> <p>2 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) サービスの内容（生産活動に係るものと除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(6) サービスの内容（生産活動に係るものに限る。）並びに利用者の労働時間、賃金及び工賃</p> <p>(7)～(14) 略</p>
略		

別表第9（第22条関係）

区分	指定基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。
	(1) 管理者

	<p>(2) 就労定着支援員 (3) サービス管理責任者</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。</p> <p>3 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤の者とすること。</p>	
設備	事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること。	
サービスの開始	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、人数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) サービスの提供方法及び内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額 (5) 事業の実施地域 (6) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) 従業者の勤務体制 (9) その他サービスの選択に資する重要な事項</p>	
個別支援計画	別表第2個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。	
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。</p> <p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養</p>	

	護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。	
3	サービスの開始の項第3号(1)から(7)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。	
4	利用者の選定による事業の実施地域以外の地域でのサービスの提供に要した交通費以外の費用を徴収しないこと。	
5	利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。	
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。	
事故等への対応	別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。	

別表第10（第24条関係）

区分	指定基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1) 管理者 (2) 地域生活支援員 (3) サービス管理責任者 2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。
設備	別表第9の設備の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの開始	1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。 2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の措置を講ずること。

	<p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、人数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) サービスの提供方法及び内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額 (5) 事業の実施地域 (6) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) 従業者の勤務体制 (9) その他サービスの選択に資する重要な事項 	
個別支援計画	別表第2個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。	
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。</p> <p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの開始の項第3号(1)から(7)までに掲げる事項その他運営に関する重要な事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>4 利用者の選定による事業の実施地域以外の地域でのサービスの提供に要した交通費以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>5 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>	
記録の作成及	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記	

び保 存	録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。	
事故 等へ の対 応	別表第1 事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。	
別表第11（第26条関係）		
区分	指定基準	
従業 者の 配置	<p>1・2 略</p> <p>3 <u>常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行う事業所（以下「日中サービス支援型事業所」という。）にあっては、世話人、生活支援員又はサービス管理責任者のうちいずれか1人以上は、常勤の者であること。</u></p>	
設備	<p>1 略</p> <p>2 共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、<u>日中サービス支援型事業所以外の事業所において</u>利用者の支援に支障がない場合にあっては、居室の数を20室以下とすることができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 <u>日中サービス支援型事業所にあっては、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設けることができる。ただし、当該建物における居室の数は、20室以下とする。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 <u>日中サービス支援型事業所以外の事業所において、共同生活住居とは別の場所に設置され、当該共同生活住居と密接な連携を確保しつつ運営される住居を設ける場合には、当該住居については、次のとおりとすること。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>6 略</p> <p>略</p>	
別表第9（第22条関係）		
区分	指定基準	
従業 者の 配置	1・2 略	
設備	<p>1 略</p> <p>2 共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあっては、居室の数を20室以下とすることができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 共同生活住居とは別の場所に設置され、当該共同生活住居と密接な連携を確保しつつ運営される住居については、次のとおりとすること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>5 略</p> <p>略</p>	

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。